

国立大学法人筑波技術大学における文書又は図画に記録されている
保有個人情報の開示実施要領

〔平成18年3月31日〕
制 定

国立大学法人筑波技術大学における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第5条第2項に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

- 1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。
 - (1) 当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧
 - (2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 2 前項に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）第4条第2項に基づく文書又は図画の開示の実施の方法として国立大学法人筑波技術大学が定める開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。

附 記

この要領は、平成18年4月1日から実施する。